

## 分野別措置事項

### 1 法務関係

#### (1) 法務分野の基本方針

法曹人口の大幅な増加や弁護士制度の改革によって、国民と司法とをつなぐ人的基盤の拡充・強化を図るとともに、国民に利用しやすく分かりやすい司法制度を構築する。

また、企業を取り巻く経済環境の急激な変化に対応して企業統治（コーポレート・ガバナンス）の実効性を確保しつつ、機動的・効率的な企業活動を可能とするため、取締役制度等会社の機関の在り方について、見直しを行うとともに、民法・商法を平仮名・口語体とすることにより、国民に分かりやすいものとする等民法・商法の抜本的見直しを行う。

さらに、IT革命の進展、資本市場の拡大、経済のグローバル化など企業を取り巻く経済環境の急激な変化に的確かつ迅速に対応するため、書類の電子化、株式制度の改善等を行う。

#### (2) 法務分野の重点事項

法曹人口の大幅増員等国民が利用しやすい司法制度の実現

司法制度改革審議会の中間報告において、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、計画的にできるだけ早期に3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要がある」と取りまとめられているところであり、同審議会の検討の結果をも踏まえ、司法試験合格者1,500人程度への増加については、必要な調査・検討を行った上で早急に結論を得て所要の措置を講じ、更なる法曹人口の大幅増員についても適切かつ迅速に実現を図る。

また、同審議会が行う検討の結果をも踏まえ、当面の法的需要に的確に対応するため、隣接法律専門職種について訴訟手続への関与を含む一定の範囲・態様の法律事務の取扱いを認める方向で所要の措置を講ずるほか、弁護士事務所の法人化による執務態勢の強化、兼職及び営業等の制限の自由化等、弁護士へのアクセス拡充等の観点から所要の改革を行う。

コーポレート・ガバナンスの改善を含む民法・商法の抜本的見直し

取締役会及び監査役会の在り方並びに株主代表訴訟制度の改善等により、企業の効率性と健全性の双方を調和させるコーポレート・ガバナンスのシステムを構築する。

また、片仮名・文語体である民法及び商法について、現代社会に一層適合した規

定とする等の改正を行うとともに、平仮名・口語体とする。

#### 企業の資金調達手段の多様化

無議決権優先株の発行枠拡大やトラッキング・ストックに関する制度の整備等、エクイティ・ファイナンス手段の多様化という観点から、企業の資金調達手段を拡充する。

#### 商法に関する電子化の推進

株主総会の招集通知の電子化や株主総会における議決権行使の電子化等により、IT革命に対応する形で商法の改正を行う。